

順位	氏名（議席）	発言の要旨	答弁者
14	笠井 浩（25）	<p>1. 不登校児童生徒への支援について</p> <p>不登校児童生徒への支援の重要性については、平成26年9月定例会、平成28年9月定例会、平成29年9月定例会のほか、施政方針に対する質問や委員会質疑の中でもたびたび取り上げてきた。</p> <p>この間、平成29年2月に義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会確保に関する法律（教育機会確保法）が制定され、不登校は誰にでも起こり得るもので問題行動ではなく、学校に復帰することより社会的自立を目指すということがうたわれた。</p> <p>令和4年4月1日には富士市子どもの権利条例が施行され、子供の居場所の大切さが示された。</p> <p>本年4月にはこども家庭庁が発足し、文部科学省と緊密に連携し、不登校支援に当たるとしている。</p> <p>最近になって県も市町教育委員会の教育支援センターの担当者やフリースクールの実務者の連携協議会を実施するなど、やっと具体的な取組を始めた。</p> <p>昨年9月定例会での小沢映子前議員の一般質問に対する答弁で、富士市の不登校児童生徒の数は、平成28年度330人、平成29年度398人、平成30年度463人、令和元年度514人、令和2年度485人、令和3年度555人と毎年増え続けていることが分かる。</p> <p>このうちの約3割がステップスクールやフリースクール等、不登校の児童生徒を支援する居場所とつながっていないと言われている。</p> <p>文部科学省は今年度、誰一人取り残さない学びの保障に向けた不登校対策COCOLOプランを掲げ、実現するためには、行政だけでなく、学校、地域社会、各家庭、NPO、フリースクール関係者等が、相互に理解や連携をしながら、子供たちのためにそれぞれの持ち場で取組を進めることが必要だと考えている。</p> <p>そこで以下質問する。</p> <p>(1) 令和4年度の不登校児童生徒数と今年度の状況について伺う。</p> <p>(2) 不登校児童生徒たちの学校に来ないときの1日の過ごし方等を調査すべきと思うがいかがか。</p> <p>(3) 富士市が出席と認める学校以外の居場所はどのような場所があるか。</p> <p>(4) 富士市が出席と認める学校以外の居場所に通う児童生徒数を把握しているか。</p> <p>(5) 富士市が出席と認めていない不登校児童生徒の居場所との連携についてどう考えているか。</p> <p>(6) 富士市が出席と認めていない居場所に通う児童生徒数を把握しているか。</p> <p>(7) 県が、市町教育委員会の担当者やフリースクールの実務</p>	市長 教育長 及び 担当部長

順位	氏名（議席）	発言の要旨	答弁者
14	笠井 浩（25）	<p>者が授業料や運営の補助など具体的な支援策を話し合う場として、9月上旬に第1回連携協議会を開催したという報道があったが、富士市は参加したか。参加していればその内容と富士市の今後の対応についてどう考えているか。</p> <p>(8) 不登校児童生徒が多様な居場所で過ごすための学費、居場所運営のための家賃や立ち上げ資金などに対する補助制度が必要だと考えるがいかがか。</p> <p>(9) 文部科学省が推進する校内教育支援センターが富士市内の学校に設置されているか。</p>	市長 教育長 及び 担当部長